

放課後子ども教室推進事業について

(1) 地域子ども教室推進事業 平成16年度～平成18年度

こどもたちにかかわる重大事件の続発等を踏まえ、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的にこどもたちの活動拠点（居場所）を確保して、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を国が主導して実施する事業

(2) 放課後子ども教室推進事業 平成19年度～

総合的な放課後対策事業として、厚生労働省の放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）と文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」が連携した放課後子どもプランを創設。

放課後子ども教室推進事業は、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、こどもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域のこどもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーの充実を図る事業。

(3) 放課後子ども総合プラン策定 平成26年7月～平成30年度

共働き家庭等の「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の整備を行う。

(4) 地域学校協働活動の推進 平成29年4月～

社会教育法の改正により、地域と学校が連携・協働し、こどもの地域における多様な体験や学びの機会の充実を図ることが重要とされる。

(5) 新・放課後子ども総合プラン 令和元年度～令和5年度

これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な推進等による小学校に就学している児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした新たなプランを策定。

(6) 放課後児童対策パッケージ（2025・2026） 令和5年度～令和8年度

待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、取り組むべき対策をまとめたもの。